

- ◆事業名 : 相談窓口強化事業
- ◆埼玉県川越市 (こども未来部こども安全課)
- ◆キーワード : 『ハローワークとの連携』
- ◆事業ポイント

- 就業支援専門員がハローワーク出身者であり、ハローワークと密に連携できている。
- 関連部局に加えハローワークが加わって雇用を推進している。
- 市が独自の就業支援イベント等を企画・実施している。

◆事業の概要

項目	内容
①世帯数	149,924 世帯 (H27 年度 3 月 1 日現在)
②児童扶養手当受給者数	2,369 世帯 (H27 年 1 月現在)
③開始時期	平成 26 年 8 月 1 日
④母子・父子自立支援員	3 人 (非常勤特別職)、週 4 日勤務、8 : 45~17 : 15
⑤就業支援専門員	1 人 (非常勤特別職)、週 3 日勤務 (月・水・金)、8 : 45~17 : 15
⑥事業内容	教育訓練、求職活動に係る「情報提供」・「助言・指導」
⑦事業実績 (H26 年度)	相談件数 : 96 件 (実件数)、125 件 (延べ件数)、就業件数 10 件
⑧事業費 (H26 年度)	1,152,000 円

※平成 26 年度事業実績は、8 月~12 月の 5 か月間

◆事業経緯

川越市では、平成 19 年度から自立支援プログラム策定事業を行っており、現在の就業支援専門員は、その時からの継続雇用となっている。

相談窓口強化事業は、平成 26 年度から開始されたが、その開始時期は、準備のため、年度当初ではなく、児童扶養手当現況届の時期である 8 月からとした。

具体的には、7 月の書類送付において、“新たに川越市で就業支援専門員による就労支援を実施します”という内容のチラシを関係書類に同封し周知を行った。

26 年度から就業支援専門員を配置したことで、「自立支援プログラム策定支援員」よりも明確に自立支援の一貫としての「就業」を訴求できることから、支援がやり易くなった。

◆母子・父子自立支援員、就業支援専門員

[母子・父子自立支援員]

母子・父子自立支援員は、ひとり親の相談・就労支援の担当課であるこども安全課に 3 人配置され、雇用形態は、地方公務員法に基づく非常勤特別職である。勤務は、週 4 日、勤務時間は、8 :

45~17 : 15 となっており、月給制である。(3 人の定休日はそれぞれ異なる)

[就業支援専門員]

就業支援専門員はこども安全課に 1 人配置され、母子・父子自立支援員と同じ非常勤特別職であるが、日給制で週 3 日、勤務時間は 8 : 45~17 : 15 となっている。

支援に当たっては、あくまで支援対象者本人の意思が優先されるため、生活面で不安が多い場合は、まず、こうした不安要素を取り除くことが第一となる(多くの場合は、生活相談と並行して就業相談を行う)。

就業支援専門員は、かつてハローワークの相談員をしていたため、求人や求職情報に詳しく、ハローワークとのネットワークが強い。

◆配置に当たっての工夫

配置としては、母子・父子自立支援員及び就業支援専門員共に市役所内に配置しているが、市役所まで来られない相談者に対しては、相談者最寄りの市民センターで待ち合わせの上、相談にしている。

◆具体的な取組状況

[就業支援専門員]

就業支援専門員は、支援対象者の状況（本人の生活・健康、就業・修学、子育て、収入、子どもや学校の状況等）を把握し、課題を整理し、支援対象者に適した支援策を組み合わせて支援を行っている。

具体的には、以下の通り

- ・母子家庭等就業・自立センターの各種事業
- ・自立支援給付金事業
- ・母子・父子自立支援プログラム策定事業
- ・ハローワーク、マザーズハローワーク・マザーズコーナー等の関係機関への同行支援

[母子・父子自立支援員]

母子・父子自立支援員の主な業務は、離婚相談をはじめ、一般的な生活相談、貸付け相談、給付金関係事業の窓口受付業務等である。

基本的には、ひとり親からの相談依頼に対して、個別相談を行い、就業に関する案件については、就業支援専門員に誘導する。

[就労支援セミナー：平成18年度から実施]

川越市では、「母子家庭等就労支援セミナー」を開催している。

26年度の会場は、川越市中央公民館で定員は15名、講師は「埼玉県女性キャリアセンター」のキャリアカウンセラーである。

[チラシ]

12月1日(月)より申込開始 **予約制** **無料**

埼玉県女性キャリアセンター 出前セミナー in 川越市

母子家庭等就労支援セミナー

自分を知ることが就職活動の第一歩です。自分の大事にしていること、好きなこと、得意なことから自分に合った仕事を探します。また自分のいる環境を考え合わせた上で自分らしい働き方を考えます。

テーマ **あなたの魅力と仕事再発見!**

講師 埼玉県女性キャリアセンター キャリアカウンセラー

- 日時 平成26年12月13日(土) 13:30~15:30
- 会場 川越市中央公民館 講座室 (川越市三久保10-3)
- 対象 離婚等の理由により、再就職を希望するひとり親家庭の母など(市内在住の方)
- 定員 15名 ※定員になり次第締め切りさせていただきます。
- 参加費 無料
- 託児 あり (予約制・無料)
- その他 雇用保険受給者でご希望の方には受講証明書を発行いたします。

お申込み・お問い合わせ

川越市子ども安全課 窓口へ
または お電話・FAXでどうぞ!

TEL 049-224-5821
FAX 049-225-5218

※FAXでお申込みの際は、①氏名 ②住所 ③電話番号 ④申込希望の理由をお手紙の形式で、お郵送願います。

出典：川越市

[就労支援パソコン講座：平成18年度から実施]

26年度の講座内容は、初級から中級のワード・エクセルをメインとしたパソコン講座を実施している。

講座は、2日間で、年1回、場所は川越市立教育センターで講師は「PCサポート川越」に依頼、定員は15名となっている。

[チラシ]

~ひとり親家庭のお母さんごとのための~

就労支援パソコン講座

☆ 「パソコン苦手!できない!」という方に向けて、仕事を行う上でのとっかかりをなくすような初心者向けのパソコン講座です。☆
☆ 子育て中のお母さんでも安心な託児付です(要予約)。☆
☆ 仕事やプライベートでも実用性の高いExcelについて学びます。☆

- 日時 平成27年2月28日(土) 午後1時30分から午後4時30分まで
3月1日(日) 午前9時30分から午後0時30分まで
(2日連続講座のため、両日参加可能な方のみ)
- 開場 2月28日(土) 午後0時45分から
3月1日(日) 午前9時00分から
- 場所 川越市立教育センター(川越グリーンパーク横)
〒350-0001 川越市大字古谷上6083番地10
電話番号 049-235-7591
- 対象 市内在住のひとり親家庭の母等
(キーボードの文字入力のできる方)
- 内容 【エクセル 初級レベル】
エクセルでのグラフ作成、データベースの活用から、簡単な関数の活用ができるようなレベルを目指します。
- 講師 PCサポート川越
- 費用 無料
- 持ち物 筆記用具
- 定員 15名(先着順、託児有)
- 申込 電話もしくはFAXにて受け付けます(〆切り2月25日(水))。FAXには「パソコン講座参加希望」として「氏名・住所・連絡先・託児希望のお子さんの氏名(ふりがな必須)と年齢・アクセス方法(バス・車等)」をご記入ください。
- お問合せ 川越市役所子ども安全課
担当 飯島・武井
電話 049-224-5821(直通)
FAX 049-225-5218

☆ ☆ どうぞお気軽にご参加下さい!!!

出典：川越市

[資格取得等]

資格取得に関しては、介護関連の求人が多いのでそちらに誘導するケースが多い。

介護職員初任者研修(期間2か月)を修了できれば就職の際に有利になる。また、看護師や介護福祉士、保育士(2年間の研修)も勧めている。

◆連携状況

当市における相談窓口強化事業の解釈は、関係窓口等とこれまで以上に連携していくことと考えているため、関係機関との連携は重要である。

[ハローワークとの連携]

川越ハローワークにおいては、ひとり親を対象とする相談員(生活保護受給者も対象とする専門部門が存在)がいることから、就業支援専門員は連携を取りながら支援を行っている。

ハローワークとは、求人に関する情報交換だけでなく、支援対象者に対する個別対応として、エントリーシートや模擬面接等について就業支援専門員とハローワークが状況に応じて行っている。

また、川越のハローワークではマザーズコーナーを設けて、子どもを抱えた母親が来所しやすい環境を作っている。

【生活困窮者のための窓口との連携】

生活困窮者との窓口連携は、生活保護費担当課である生活福祉課の就労相談員と「しごと支援センター」にて月1回の会議を行って、情報交換をしている。

【その他関係機関との連携】

川越市の就労を広く支援する雇用支援課との連携及び雇用の促進を図るため、会議を月1回行い、情報交換を行っている。

会議の主催は「雇用支援課」であり、参加するのは、生活福祉課、ハローワーク職員、障がい者福祉課、こども安全課である。

当市は、雇用支援課にハローワークの職員が出向しており、雇用促進に力を入れているが、この背景として、埼玉県（川越市）の有効求人倍率が全国でも非常に低い状況のためと考えられる（平成27年1月は全国都道府県で45位）。

◆周知活動

児童扶養手当の申請に来た人に対しては、こども安全課に誘導し、窓口業務を担当する自立支援員がパンフレットを渡すとともに制度や事業の説明を必ず行っている。また、児童扶養手当の現況届の際に、関係書類に同封して就労支援や自立支援に係るチラシを送付している。

【メール、ウェブ、SNS】

現在、市のHPを使ってPRしている。

SNSでは、市の公式ツイッターがあり、そこでもPRしているが、ツイッターについては、他部門の利用促進も必要であり、市長も全庁的に積極的な利用を呼び掛けている。

【チラシ】

◎ひとり親家庭の方への就業支援窓口

平成26年8月から、ひとり親の就労支援に向け、こども安全課に配置された就業支援専門員と母子自立支援員が連携し、個々の適性に合った就業に関するきめ細かいアドバイス、求人情報・技能習得情報を提供します。さらにハローワークとも連携し、就業に関する必要書類の提出、個別的就労支援プランを作成いたします。就業中の方のキャリアアップのための相談もOKです。是非ご利用ください。

☞ **就業支援専門員との面談**

- ・現在の生活状況・就業意欲等をお聞きする中で、就職・転職に向けたアドバイス。
- ・希望に応じて御本人さまとハローワーク担当者との面談のお手伝いをします。
- ・就業に関する情報（手持ちの求人情報等）の提供。
- ・雇先の状況に応じた自立支援計画を作成。

☞ **母子自立支援員との連携**

- ・こども安全課に配置されている母子自立支援員が生活全般のご相談に乗ります。
- ・就労支援専門員と情報共有の上、より相談者へ合った支援を目指します。

☞ **就業支援専門員とハローワークによる就業支援**

- ・三者の面談を通じて、より良い支援メニューの作成をお手伝いします。
- ・職業訓練等（公営・民間）の受講の紹介をします。
- ・職業相談・職業紹介を実施します。

○ハローワーク問い合わせ先
ハローワーク川越-専門援助部門
049-242-0197 46*

以上就業に関する総合的サポートをハローワークとともにまいります。まずは、どうぞお気軽にお電話ください。

相談日時 毎週月・水・金午前8時45分～午後5時15分まで
相談場所 こども安全課(市庁舎3階)
電話番号 049-224-8811(内線2585)

◎子育て短期支援事業について

★保護者の方が安心して就労及び子育てができる環境づくりを支援します。

保護者が、様々な理由で家庭での児童の養育が一時的に、または夜間などに困難となった場合に、ひまわりルームでお子様をお預かりいたします。

☞ **対象児童** 川越市に住所がある原則3歳から小学校3年生までの児童

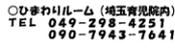
☞ **利用時間** トワイライトステイ…月曜日～金曜日(祝日及び年末年始は除く。)
午後5時から午後9時30分まで
ショートステイ …月曜日～金曜日(祝日及び年末年始は除く。)
会期日は午後9時30分まで
※宿泊を伴う利用が可能です。

☞ **費用** 用 トワイライトステイ…1日あたり750円(その他、諸経費有り)
ショートステイ …1日あたり2,750円(その他、諸経費有り)
※世帯の課税状況、利用するお子様の人数により減額措置があります。

☞ **場 所** ひまわりルーム【埼玉県児院内】
〒350-1175 川越市大字安藤4904番地



お問い合わせ先
TEL 049-298-4251
090-7943-7641



ひまわりルーム(埼玉県児院内)
TEL 049-298-4251
090-7943-7641



○担当課:川越市こども安全課
TEL 049-224-5821(直通)
FAX 049-225-0218

出典：川越市

◆支援対象者の把握

同市では、平成27年度に、ひとり親家庭に対して、広くニーズ調査を実施する予定であり、今後の支援の充実やPRに向けて、調査内容を検討中である。

特に、学習支援のニーズやどのような周知方法であれば、相談窓口へ積極的に来庁してもらえるか検討する上でニーズ調査を有効に活用したいと考えている。

◆事業実績

平成26年度(8月～12月末現在)の相談件数は、実件数で96件、延べ件数で125件、支援を受けて就業したのは10件である。

現状、相談については、就業支援専門員1名で対応できている。

実績については、単に相談件数が多ければ良いというものではないと考えている。

この実績が、支援が必要な人全員に対しての結果なら良いが、十分周知されていないのであれば、この数字は満足できるものではない。

そのため、今後どのような手段を使って周知し

ていくのかを課題としている。

◆当事業への意見や考え方

「自治体」

相談窓口強化は、窓口の連携であり、雇用支援課との会議を含めて、連携がよりとれるようになったことが大きな特徴である。また、就業支援専門員がいるということをも市民にはっきりPRできるようになったことも大きなメリットと感じている。

同事業に対する市民からの反応は、以前よりも良くなった訳ではないが、離婚相談と同じところで就業相談もしてくれるということが徐々に広まっている。

「利用者」

前回のニーズ調査の意見として出たのは、「市役所が開いている時間に来られない」、「平日休めないし、休むと給料が減る」といった声があった。

◆現状の課題と今後の目標

現状の課題は、いかに相談ニーズを掘り起こせるかということである。

支援対象者を自治体が積極的に把握することは困難ではあるが、どうすれば気軽に相談してくれるか、どのような媒体に載せれば気付いてくれるかという点などを今後行うニーズ調査で検証すべきである。

自立支援や就業支援のタイミングは、「離婚前」と「離婚後の児童扶養手当等の申請」がある。

離婚前であれば、相談や啓発を十分担当課で行えるが、児童扶養手当の担当課は窓口が異なるため（児童扶養手当は、平成25年度からこども政策課が担当）、事務的なものだけでなく、自立に向けた様々な相談ができるという点をもっと周知していきたい。

こども安全課としては、相談者の状況に応じて、適切な部門や担当に誘導することが可能であると考えていることから、更なる窓口の連携強化も今後の課題と考えている。

◆相談記録様式

就業相談記録については、就業支援専門員が相談ごとに記録を取る（個別に手書き）とともに、

それをデータとして一覧表にまとめ、毎月報告している。

情報は、何らかの変化のあった人の部分を更新、上層部を含めて情報共有が図れている。

情報は、一人の親に対して母子・父子自立支援員と就業支援専門員、その他の担当職員で共有できているのが川越市の特徴である。

◆相談記録票

就労相談記録票		相談日:
氏名	自立支援員: 生年月日 昭和 平成 年 月 日(歳)	
住所 ..川越市	TEL ・自宅 ・携帯	
子供の名前、年齢、通学先、保育園等	児童扶養手当No.	
	離婚時期、状況	
親里、父母兄弟		
学歴(中/高/大、履修科目、専門学校)	免許、資格	
PC Ward Excell 自宅所持	通勤手段 車通勤、自転車等	
現業の状況		
キャリア		
求職希望(職種、地域、収入、休日、勤務時間等)		
次回 アクション		

出典：川越市

◆実施要綱

ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業実施要綱

(目的)

第1条 ひとり親家庭の支援ニーズには、ひとり親家庭になった理由や、自身や子どもの年齢、住居や同居家族の状況、学歴・職歴や現在の職業、就業や転職への意欲等により多様なものがあり、また、DVなど多様な課題を抱えている場合もあるため、こうした個別のニーズに対応できる支援メニューが必要であるとともに、それらを支援対象の家庭の事情に応じて適切に組み合わせることで、相談・支援が重要である。

このことから、相談窓口就業支援を担う「就業支援専門員」を配置することにより、就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員と連携することで、相談支援体制の質・量の充実を図り、各種支援施策の十分な活用と、総合的な支援体制を構築・強化することを目的とする。

(実施主体)

第2条 実施主体は、川越市とする。社会福祉法人、一般社団法人及び一般財団法人、NPO法人等に委託することができる。

(支援対象)

第3条 支援対象は、母子家庭の母及び父子家庭の父等（配偶者の暴力により子を伴って避難をしている事例等で、婚姻の実態は失われているが、止むを得ない事情により離婚の届出を行っていない者等を含む。以下「支援対象者」という。）とする。

(事業内容)

第4条 事業内容については、次のように定める。

(1) 就業支援専門員の配置

就業支援専門員は、母子・父子自立支援員と連携・協力してひとり親への相談支援に当たることから、福祉事務所に配置することとする。

(2) 就業支援専門員の業務

就業支援専門員は、母子・父子自立支援員と連携し、職業能力の向上や求職活動等就業についての相談指導等（①教育訓練、求職活動やこれらに係る各種制度等に関する情報提供、②教育訓練、求職活動に関する助言・指導、③子どもの年齢や生活状況に応じた働き方に関する適切な助言・指導等）を専門に行う。その際、単なる情報提供にとどまらず、個々のひとり親家庭の事情やライフステージに応じた支援ニーズを把握した上で、就職、転職や資格取得等の支援に関する積極的な助言、指導を行うものとする。

(3) 支援の目標と方法

既にパート・アルバイト等の非正規雇用などにより働いているひとり親に対しては、転職やキャリアアップなどにより好条件の就業の実現を目標とし、働いていないひとり親に対しては、就業阻害要因の除去から就業の実現を目標とする。具体的には、次のような方法により、支援を行うこととする。

ア 様々な機会を捉えた支援ニーズの把握支援対象者からの申し出による相談に応じることはもとより、児童扶養手当の手続や離婚の手続の際など、行政との接点を捉え、ひとり親に積極的に働きかけるなどにより、潜在している支援ニーズを引き出すことにも努めることとする。

イ 各種の就業支援策の活用

就業支援専門員は、支援対象者の状況（本人の生活・健康、就業・修学、子育て、収入、子どもや学校の状況等）を把握し、課題を整理し、支援対象者に適した支援策を組み合わせることで支援を行うこととする。

具体的には、母子家庭等就業・自立支援センターの各種事業、母子家庭等自立支援給付金、母子・父子自立支援プログラム策定等事業、ハローワーク、マザーズハローワーク・マザーズコーナー等の各種事業などが該当し、ハローワーク、マザーズハローワーク・マザーズコーナー等の関係機関への同行支援も積極的に行うこと。また、関係機関とのチーム支援も積極的に行うこととする。

ウ 継続的な支援の実施

就業支援専門員は、支援対象者の状況やその変化、支援の進捗状況等について記録しておき、支援対象者の就業意欲を維持できるよう継続的に支援を行うこと。また、適宜、支援対象者の状況に応じて支援内容の見直しを行うこと。また、就業後も支援対象者から相談があった場合には、継続して相談に応じ、フォローできるようにすること。なお、関係記録については適正に管理・保存し、支援対象者の個人情報の取扱いには十分留意することとする。

(4) 地域の関係機関などとの連携の強化

就業支援専門員は、その職務を行うに当たって、ハローワーク等、母子・父子福祉団体、母子家庭等就業・自立支援センター等との連携、協力、情報交換等を密に図るよう努める。特に、ハローワーク、マザーズハローワーク・マザーズコーナー、母子家庭等就業・自立支援センター等の関係機関との定期的な連絡調整や同行支援などにより、連携した就業支援を行い、必要に応じ、関係機関や関係窓口等との情報共有、連絡調整を図る。

また、関係機関の他、川越市庁内において定期的に会する場を設け、ひ

ひとり親家庭支援施策等の広報啓発を行うことなど、子育てと両立しやすい求人者の拡大を目指す取組に努めることとする。

(5) ひとり親家庭への支援施策の周知

メール、ウェブサイト、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などのインターネットメディアの活用を含めひとり親家庭が接しやすい方法を活用して、ひとり親家庭への支援施策について積極的に周知を行うものとする。

(就業支援専門員)

第6条 就業支援専門員については、次のように定める。

(1) 就業支援専門員の選定

就業支援専門員には、就業支援に関する専門的知識を有する者を選定する。具体的には、民間の職業紹介会社や安定所において職業紹介、キャリア・コンサルティングなどの実務経験を有する者のほか、企業の人事・労務担当経験者や、教育機関、若者の自立支援を行う団体での支援経験などが考えられるが、こうした多様な場での経験を有する者の中から関係機関から協力を得るなどして適任者を公正に選定する。

(2) 就業支援専門員の兼務について

就業支援専門員は母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱に定める母子・父子自立支援プログラム策定員と兼務することができる。

附 則

この要綱は平成26年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年10月1日から施行する。

出典：川越市